

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	小児慢性特定疾病の医療費支給認定に係る事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県は、児童福祉法に基づく小児慢性特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等権利利益を保護することを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県知事

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病の医療費支給認定に係る事務
②事務の概要	<p>【特定医療費の支給に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none">・児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)に基づき、小児慢性特定疾病対象児童等が当該疾病に係る医療等に要した医療費の支給を行うため、認定審査を実施している。・同法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けたものに対し、医療費を支給するとともに、当該支給情報を管理している。・特定個人情報ファイルは同法の規定に従い、小児慢性特定疾病医療費の支給認定審査の際の、在住要件の確認、患者の負担上限月額の算定及び支給情報の管理に使用している。 <p>【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】</p> <ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	小児慢性特定疾病システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、 Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表 8の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条 番号法第19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項、80の項、125の項、161の項</p> <p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	しあわせ子育て応援部こども安心保育支援課
②所属長の役職名	こども安心保育支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 山形県行政情報センター(高等教育政策・学事文書課)
住所:〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
電話:023-630-3014

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 しあわせ子育て応援部こども安心保育支援課
住所:〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
電話:023-630-2101

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	-----------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバーを取得する際は、申請者から提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検] [<input type="checkbox"/> 内部監査] [<input type="checkbox"/> 外部監査]	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・山形県情報セキュリティ対策基準(「情報資産の分類と管理」、「物理的セキュリティ」、「人的セキュリティ」)を遵守している。 ・漏洩・滅失・毀損を防ぐため、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども家庭課長 永澤 隆志	子ども家庭課長	事後	定期見直しによる修正
平成31年2月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	023-630-2259	023-630-2267	事後	定期見直しによる修正
平成31年2月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	定期見直しによる修正
平成31年2月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	定期見直しによる修正
平成31年2月15日	IVリスク対策	—	新設	事後	定期見直しによる修正
令和2年12月8日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	山形県知事は、児童福祉法に基づく小児慢性特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないと認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等権利利益を保護することを宣言する。	山形県は、児童福祉法に基づく小児慢性特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないと認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等権利利益を保護することを宣言する。	事後	定期見直しによる修正
令和2年12月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て推進部子ども家庭課	子育て若者応援部子ども家庭課	事後	定期見直しによる修正
令和2年12月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	山形県子育て推進部子ども家庭課 〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号 023-630-2267	山形県子育て若者応援部子ども家庭課 〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号 023-630-2347	事後	定期見直しによる修正
令和2年12月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	定期見直しによる修正
令和2年12月8日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	定期見直しによる修正
令和6年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一 7の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2項及び第3項	番号法第9条第1号 別表 8の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条	事後	番号法改正による修正
令和6年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2及び87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二及び第2号から第5号、第44条第1号に及び第2号から第5号 【情報照会】 番号法第19条第7号 别表第二の9の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条	【情報提供】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項、80の項、125の項、161の項 【情報照会】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13の項	事後	番号法改正による修正
令和6年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て若者応援部子ども家庭課	しあわせ子育て応援部子ども成育支援課	事後	定期見直しによる修正
令和6年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども家庭課長	子ども成育支援課長	事後	定期見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	山形県行政情報センター(学事文書課) 住所:〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話:023-630-3014	山形県行政情報センター(高等教育政策・学事文書課) 住所:〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話:023-630-3014	事後	定期見直しによる修正
令和6年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	山形県子育て若者応援部子ども家庭課 〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号 023-630-2347	山形県しあわせ子育て応援部子ども成育支援課 〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号 023-630-2101	事後	定期見直しによる修正
令和6年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日	令和6年7月1日	事後	定期見直しによる修正
令和6年7月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日	令和6年7月1日	事後	定期見直しによる修正
令和7年12月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	山形県しあわせ子育て応援部子ども成育支援課 〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号 023-630-2101	山形県しあわせ子育て応援部こども安心保育支援課 〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号 023-630-2101	事後	
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数(いつ時点の係数か)	令和6年7月1日時点	令和7年3月31日時点	事前	
令和7年12月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ③システムの名称 3.個人番号の利用	(内容追加)	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 ③システムの名称 Public Medical Hub(PMH) 3.個人番号の利用 番号法第19条6号	事前	